

障害者福祉サービスのお知らせ

市では、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、様々なサービスや制度の充実に努めています。各制度を利用される場合には、お気軽に社会福祉課、または各福祉室に申請、相談をして下さい。



障害者手帳の交付

▼身体障害者手帳

身体に障害のある方に交付され、障害の程度により1級から6級までの区分があります。手帳の交付には申請が必要となります。手帳の交付を受けると、障害の程度により更生医療の適用、補装具、各種割引、税の控除、減免などの援助を受けることができます。

▼療育手帳

知的障害と判断された方に交付

各種手当等の支給

▼精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある方に交付され、障害の程度により1級から3級の区分があります。手帳の交付には申請が必要となります。

手帳の交付を受けると、障害の程度によりホームヘルプサービスや税の控除、減免などの援助を受けることができます。

▼精神障害者保健福祉手帳

身体や精神に障害のある方やその養育者に支給されます。なお、所得により制限がありますのでご確認下さい。

▼特別障害者手当

精神または身体に重度の障害を有するため、常時特別な介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の方に支給されます。

医療費の助成

重度の心身障害者に対して、医療費の自己負担分（保険診療分）を助成します。なお、世帯の所得（課税）状況により制限があります。

▼医療福祉費の支給

身体障害者手帳1級または2級の方、身体障害者手帳3級かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全

日常生活の支援

▼補装具の交付・修理

身体の不自由な部分を助け、日常生活や職場での生活を容易にするために必要な用具を補装具といいます。

☆支給額／月額26,520円

20歳未満で身体や精神に障害のある児童を、在宅で養育している父母等に支給されます。

★支給額／1級・月額50,900円

2級・月額33,900円

身体障害者手帳の交付を受けている20歳以上の方で、障害の軽減や、機能の回復をするための医療の給付を行っています。（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、じん臓移植手術、抗H.I.V.療法など）

▼更生医療の給付

身体障害者手帳の交付を受けている20歳以上の方で、障害の軽減や、機能の回復をするための医療の給付を行っています。（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、じん臓移植手術、抗H.I.V.療法など）

☆支給額／月額14,430円

▼在宅障害児福祉手当

20歳未満の特別児童扶養手当の受給対象となる障害児を養育している父母等に支給されます。（※障害児福祉手当受給者は除きます。）

☆支給額／月額3,000円

▼通院医療費公費負担制度

精神に障害があり、その通院医療に要する経費の95%を保険者と公費で負担する制度です。

また、茨城県内の各市町村国民健康保険に加入している方は、自己負担はありません。

（但し、精神の障害以外で通院に

要した経費は対象になりません）

ウイルスの免疫機能障害に該当する方、身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下の方、療育手帳（A・Aの方の医療費の自己負担分）を助成します。

（A・Aの方の医療費の自己負担分）を助成します。

いて、障害のため失われた部位や損なわれた機能が、補装具を使用することにより改善される方が対象となります。

なお、世帯の課税状況により、利用者負担があります。
★内容／盲人安全つえ、補聴器、義足、装具、車いすなど



▼日常生活用具の給付

在宅で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、日常生活の便宜をはかるため、日常生活用具の給付を行っています。



▼自動車運転免許取得費の助成

障害者の移動支援

身体障害者手帳1級から4級の方で、就労のために茨城県指定自動車教習所において自動車の運転免許取得に要した費用の一部を助成します。

★内容／電磁調理器、特殊マット、特殊寝台など

▼自動車改造費の助成

身体障害者手帳1級または2級の上肢・下肢、体幹機能障害で、就労のために自ら自動車を運転しようとする方の改造に要する費用

▼住宅設備改善費の助成

身体障害者手帳の交付を受けていて、その個別の障害の程度が、1級または2級の、下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の方、療育手帳Ⓐの方が、日常生活を容易にするため、住宅設備の改善（居室、玄関、台所、浴室、便所など）に要する費用（80万円を限度、その4分の3以内）の一部を助成します。

※所得の制限および世帯の課税状況による費用負担並びに対象障害に制限があります。

の一部を助成します。
★内容／手動装置、足動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器

右駐車ブレーキレバー、運転用改造座席への改造に直接要した費用。（10万円を限度とします。）

※特別障害者手当等の所得制限額を超えない方に限ります。

▼福祉タクシー

在宅の身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳Ⓐ・Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方が、通院や会合のために市指定の福祉タクシー協力事業所を利用する場合、その料金の一部（初乗り運賃相当額）を助成します。

※自動車税の減免を受けている方は除きます。
★利用者一人につき（年間最高54枚）の利用券を交付しています。

▼有料道路通行料金の割引

全ての身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合、重度の身体障害者または知的障害者（Ⓐ・A）の方を乗せて介護者が運転する場合、有料道路の通行料金が割引されます。

★割引率／50%
※事前に手続きが必要になります。
※レンタカー、営業用の自動車、

軽トラック、車検時の代車は適用になりません。

★この外にも支援費制度や精神障害居宅生活支援事業があります。



■お問い合わせ

行方市福祉事務所（玉造庁舎）
社会福祉課 障害福祉係

電話 0299-55-0111
(内線116)

麻生福祉室（麻生庁舎）
(内線121)

電話 0299-72-0811
(内線121)

北浦福祉室（北浦庁舎）
電話 0291-35-2111
(内線224)

なめがたの魅力再発見

なめがた再発見フォーラム



ます。

「水」のコーナーでは、ヨットやボートの乗船体験。「祭」のコーナーでは麻生保育園児による太鼓の演奏、フラダンス愛好会によるフラダンス、北浦よさこい連によるよさこいソーラン踊り、潮来ばやし、水郷相撲甚句などの地域芸能が披露され、「食」のコーナーでは、地域団体の協力により地域食材を使った料理の販売が行われました。



10月22日行方地域のすばらしさを再認識し、地域間交流の活性化を図ろうと「第5回なめがた再発見フォーラム」が麻生地区の天王崎公園において開催されました。

「なめがた再発見フォーラム」は行方市、潮来市、その他関係機関が中心となつて行われてい

楽しくサイクリング

天王崎サイクリングの集い



10月22日「第2回天王崎サイクリングの集い」が麻生地区の天王崎公園において開催されました。

天王崎サイクリングの集いは整備中の霞ヶ浦自転車道の早期完成と自転車の楽しさをもっと知つてもらおうと去年につづいて2回目の開催となります。

一部完成している自転車道を



利用しての一般の部(30km)、親子の部(15km)のコースを参加者の皆さんはゆっくりとしたペースで会話を楽しみながら走りました。千葉県旭市から参加した糸賀克志さんは「競争じゃなく自分のペースで走れるのがよかつたですね」。奥さんのしのぶさんは「雨は残念だったけど、霞ヶ浦の周りを走るコースはとてもいいですね」。お子さんの由佳さんは「疲れたけど楽しかった」と感想を話してくれました。